

## 第19回規制改革推進会議投資等WG（令和2年9月25日） における意見概要

- 国民の利益、国民の利便性が第一に挙げられていない基本方針で議論されては困る。同時配信が普通に行われている中で、日本の国際競争力をどう高めていくかという中で、世界でやっていて日本ではできないというのはあり得ない。国民の利益が確保できる、日本の国際競争力が高められるルールを作らなければならない。
- ずっとこの議論をしてきて、権利調整が出来なかったから今に至る。そういう意味では、運用面でなく制度的対応をしっかり進めて「フタかぶせ」が起きなくなるようにしなければならない。
- 著作権法のあらゆる世界で、同時配信・追っかけ再生・見逃し配信を放送と同等に扱うという原則論、総論をまずきちんとシェアすべき。それをしないで各論ばかりやって、直せるところは直すだとか、制度改革はいらないという話をされても納得されない。
- 裁定制度含めて、著作権制度全体をデジタル対応させる、これを含めた総論をきっちりシェアすること。
- もっと速いスピード感でやらなければ駄目。早くやらなければ国際競争力に影響するし、国民の利便性を妨げているのは明白。
- 放送事業者にとって使いやすい制度とする必要がある一方、権利者の合意も不可欠である。放送事業者と権利者でそれぞれにとってWin-Winとなる形を作らないといけないので、文化庁と総務省で汗をかいて、両当事者をきちんと巻き込んで答えを出していただきたい。